

控える状況下での国政上の喫緊の課題であつたことなどを踏まると、上記のような国会ないし各党協議会における検討状況が真に適切なものだつたかには疑問があり、むしろ、上記の経緯等からしても、一人別枠方式の廃止及び○増五減を実施する改正を先行させるといった方法によつて、本件選挙までに本件選挙区割りを是正する余地も十分にあつたものと解することができるのである。

したがつて、これらの被告の主張は、いずれも採用することはできない。

五 そうすると、本件区割基準規定及び本件区割規定はいずれも違憲というべきである。

しかし、本件選挙の小選挙区香川県第一選挙区における選出議員がいなくなるといふのみであつて、直ちに違憲状態が是正されるわけではない。この場合、当該選挙区において憲法の投票価値の平等の要請に応える選挙を実現するためには、公職選挙法の改正等を行うなどして、結局は全国的な区割りの変更等を行うほかないところ、選挙を行わざるを得ない等の混乱は避け得ないところであつて、このような結果が、憲法上、少なくとも望ましいものではないことは明らかである。

他方で、本件においては、緊急避難的な措置にとどまり、かつ、遅きに失した感は否めないものの、既に緊急是正法が成立し

ており、憲法の要請する投票価値の平等に反する状態を解消するための一応のみちすじが示されているといふことができ、選挙を無効とするという判断を保留したとしても憲法の要請する投票価値の平等に反する状態がいたずらに放置されることになるとまでは解されない。

なお、原告は、緊急是正法は方向性を誤つた努力にすぎず、適切な是正措置とはいえない旨を主張する。確かに、同法は、一人別枠方式を用いた従前の定数分配及び選挙区割りを基礎なし前提として、各都道府県ごとの定数を増減させた上で区割り等による調整を行つて較差を縮小させようとするものであり、なお一人別枠方式の影響を受けたものであるといわざるを得ないし、同法の考え方の基となつたと解される細田メモにおいて、各都道府県の最少選挙区を二として地方に配慮しようとする点

や、選挙区間の人口較差を二倍未満としさえすれば違憲の問題は生じないかのごとく述べられている点は、平成二三年大法廷判決等を正解するとはいひ難いものではある。しかし、いかなる是正措置を実施するかについては、本来国会の広範な裁量に委ねられているといふことができる上、緊急是正法によつて各都道府県間の議員の一人当たりの人口較差は一・八倍未満に縮小し、区画審の区割改定案により具体的にいかなる区割りが行われるなどにもよるところはあるが、選挙区間の議員の一人当たりの人口較差も縮小すると予想されるこ

緊急避難的なものにとどまるものであり、当然ながら、今後、更に抜本的な改正ないし対策が採られることが予定されているものと解されることなどを踏まえると、現時点

で同法が是正措置として合理性のないものであるとはいえない。

以上の事情等を総合考慮し、本件選挙のうち小選挙区香川県第一区の選挙を無効とした場合には公の利益に著しい障害を生ずるものとして、本件においては行政事件訴訟法三一条一項の事情判決の法理に準じて、同選挙区における選挙を違法と宣言するにとどめるのが相当と判断する。

六 したがつて、原告の選挙無効の請求は棄却するが、主文で上記選挙の違法を宣言し、行政事件訴訟法七条、民事訴訟法六四条ただし書の適用により訴訟費用を被告の負担とすることとして、主文のとおり判決する。

△住所略

第一事件被告兼第二事件被告 広島県選挙管理委員会 同代表者委員長

士 岩 西 廣 典 中 田 大 勝 石 井 誠 一 郎 除く三名訴訟代理人弁護士 金 尾 哲 也 上記原告らのうち中田大を除く三名訴訟代理人弁護士

高松高等裁判所第四部
裁判長裁判官 小 野 洋 一
裁判官 池 町 知佐子
裁判官 大 嶺 崇
同指定代理人 橋 本 悠 子
橋 本 宗 利 △ほか七名

主 文

一 第一事件について

(1) 平成二四年(丙)第四号(第一事件)、第五

号(第二事件)選挙無効請求事件

判 決

平成二四年(丙)第四号(第一事件)、第五号(第二事件)選挙無効請求事件

△住所略

第一事件原告

金 尾 哲 也

△ほか二名

第二事件原告

(1) 平成二四年一二月一六日施行の結果は、平成二五年一月二六日の経過をもつて発生するものとする。
(2) 訴訟費用は、被告の負担とする。

議院議員選挙の広島県第一区における選挙を無効とする。なお、その効果は、平成二五年一月一六日までの経過をもって発生するものとする。

(2) 訴訟費用は、被告の負担とする。

事実及び理由

第一 当事者の求めた裁判

第一事件

(1) 原告金尾哲也、原告中田大及び原告石井誠一郎

ア 平成二四年一一月一六日施行の衆議院議員選挙の広島県第一区における選挙を無効とする旨と主張して提起した訴訟費用は、被告の負担とする。

第二事件

(2) 被告

ア 原告金尾哲也、原告中田大及び原告石井誠一郎

イ 訴訟費用は、被告の負担とする。

第三事件

(1) 原告岩西廣典

ア 平成二四年一一月一六日施行の衆議院議員選挙の広島県第一区における選挙を無効とする。

第四事件

(1) 原告岩西廣典

ア 平成二四年一一月一六日施行の衆議院議員選挙の広島県第一区における選挙を無効とする。

イ 訴訟費用は、被告の負担とする。

ア 原告岩西廣典の請求を棄却する。

イ 訴訟費用は、原告岩西廣典の負担とする。

する。

第一 事案の概要等

一 事案の概要

本件は、平成二四年一一月一六日施行の

衆議院議員選挙（以下「本件選挙」とい

う。）について、広島県第一区の選挙人で

ある原告金尾哲也、原告中田大及び原告石

井誠一郎が、衆議院小選挙区選出議員の選

挙（以下「小選挙区選挙」という。）の選

挙区割りに関する公職選挙法等の規定は憲

法に違反し無効であるから、これに基づい

て施行された本件選挙の広島県第一区にお

ける選挙も無効であると主張して提起した

選挙無効訴訟（第一事件）及び広島県第二

区の選挙人である原告岩西廣典が、上記と

同じ理由により、本件選挙の広島県第二区

における選挙は無効であると主張して提起

した選挙無効訴訟（第二事件）である。

二 前提事実（当事者間に争いがない

か、公知の事実であるか、掲記の証拠及び

弁論の全趣旨により容易に認められる事

実）

ア 原告金尾哲也、原告中田大及び原告

石井誠一郎の各請求をいずれも棄却する。

イ 訴訟費用は、原告金尾哲也、原告中

田大及び原告石井誠一郎の負担とする。

二 第二事件

(1) 原告岩西廣典

ア 平成二四年一一月一六日施行の衆議院議員選挙の広島県第一区における選挙を無効とする。

イ 訴訟費用は、被告の負担とする。

ア 原告岩西廣典の請求を棄却する。

正が行われるなどといった。その結果、昭和四七年に施行された総選挙時における選

挙区間の投票価値の較差は最大四・九九倍

にまで拡大し、最高裁判所昭和五一年四月

一四日大法廷判決・民集三〇巻三号二二二三

頁（以下「昭和五一年判決」という。）に

おいては、当該較差の下での議員定数の配

分規定は違憲であると判断されるに至り

た。昭和五一年判決の事件の係属中である

昭和五〇年には、議員定数を一〇増加させ

る同法の改正が行われたが、この改正後の

議員定数に基づいて昭和五五年に施行され

た総選挙時における選挙区間の投票価値の

較差はなお最大三・九四倍に達しており、

最高裁判所昭和五八年一一月七日大法廷判

決・民集三七巻九号一二四三頁において

は、憲法上要求される合理的期間内における

是正がされなかつたとは断定し難いもの

の、当該較差は憲法の選挙権の平等の要求

に反する程度に至つているとされた。され

ば、衆議院議員の選挙制度につき、中選挙

区単記投票制を採用し、当該制度の下での

各選挙区の議員定数を定めた別表第一の末

尾において、同別表は同法施行の日から五

年ごとに直近に行われた国勢調査の結果によつて更正されるのを例とするものと定め

ていた。上記の制定時においては、選挙区間の投票価値の較差は最大一・五一倍（上記の制定前の臨時統計調査結果による。）

その後、都市部への急速な人口集中があつたにもかかわらず、議員定数に係る上記連の事態を踏まえ、昭和六一年の公職選挙（以下「前回選挙」という。）及び本件選挙時には選挙区間の投票価値の較差は最大五・一二倍にまで拡大した。こうした一大改正において、初めて議員定数の削減を含むいわゆる八増七減の改正が行われ、衆議院議員の定数は四八〇人とされ、そのう

ち三〇〇人が小選挙区選出議員、一八〇人が比例代表選出議員とされ（公職選挙法第一条）、小選挙区選挙については、全国に三〇〇の選挙区を設け、各選挙区において一人の議員を選出し、比例代表選出議員については、全国に一の選挙区を設け、各選挙区において所定数の議員を選出するものとされている（同法一三条一項、二項、別表第一、別表第二）。総選挙においては、小選挙区選挙と比例代表選挙とを同時に行い、投票は小選挙区選挙及び比例代表選挙」として「一人一票とされている（同法三一一条、三六条）。

(3) 上記の公職選挙法の一部を改正する法律と同時に成立した平成二四年法律第五号による改正前の衆議院議員選挙区画定審議会設置法（以下、単に「区画審設置法」という。）によれば、衆議院議員選挙区画定審議会（以下「区画審」という。）は、衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、その改定案を作成して内閣総理大臣に勧告するものとされている（同法二二条）。上記の改定案を作成するに当たつては、各選挙区の人口の均衡を図り、各選挙区の人口のうち、その最も多くものを最も少ないもので除して得た数が二以上にならないようとする」とを基本とし、行政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならぬものとされ（同法三条一項）、また、各都道府県の区域内の選挙区の数は、各都道府県にあら

かじめ一を配当した上で（以下、このことを「一人別枠方式」という）。これに、小選挙区選出議員の定数に相当する数から都道府県の数を控除した数を人口に比例して各都道府県に配当した数を加えた数とするとしている（同条二項）。

なお、同法において一人別枠方式が採用された経緯についてみると、平成二年四月の第八次選挙制度審議会の答申においては、選挙区の設定に当たって、各都道府県の区域内の選挙区の数、すなわち議員の定数は、人口比例により各都道府県に配分するものとされていたが、その答申を受けて立案された法案においては、各都道府県への定数の配分はまず一人別枠方式により、次いで人口比例によるとされたものであり、同法案の国会での審議において、法案提出者である政府側から、各都道府県への定数の配分については、投票価値の平等の確保の必要性がある一方で、過疎地域に対する配慮、具体的には人口の少ない地方における定数の急激な減少への配慮等の視点も重要であることから、人口の少ない県に居住する国民の意志をも十分に国政に反映させるために、定数配分上面慮して、各都道府県にまず一人を配分した後に、残余の定数を人口比例で配分することとした旨の説明がされている。

(4) 区画審は、統計法（平成一九年法律第五三号による改正前のもの）四条一項本文の規定により「〇年」と行われるものとして平成一二年一〇月に実施された国勢調査（以下「平成一二年国勢調査」という。）の結果に基づき、衆議院小選挙区選出議員の選挙区に関する、区画審設置法三条二項に従つて各都道府県の議員の定数につき、いわゆる五増五減を行つた上で、同一条一項に従つて各都道府県内における選挙区割りを策定した改定案を作成して内閣総理大臣に勧告し、これを受けて、その勧告どおり選挙区割りの改定を行うことなどを内容とする公職選挙法の一部を改正する法律（平成一四年法律第九五号）が成立した。前々回選挙、前回選挙及び本件選挙の小選挙区選挙は、同法律により改定された選挙区割り（以下「本件選挙区割り」という。）の下で施行されたものである（以下、前回選挙及び本件選挙に係る衆議院小選挙区選出議員の選挙区を定めた公職選挙法一三条一項及び別表第一を併せて「本件選挙区割り」という。）。

(6) 前々回選挙について、小選挙区選挙の選挙区割り等に関する公職選挙法等の規定は憲法に違反し無効であるか、これに基づいて施行された東京都第一二区等における選挙も無効であると主張して提起された選挙無効訴訟において、最高裁判所平成一九年六月一三日大法廷判決・民集六一巻四号一六一七頁（以下「平成一九年判決」という。）は、本件選挙制度導入後の最初の総選挙が平成八年に実施されてから一〇年に満たず、未だ平成一七年の国勢調査も行われていない同年九月一一日に実施された総選挙に関するものであり、同日の時点においては、なお一人別枠方式を維持し続けることにある程度の合理性があつたといふことができるので、これを憲法の投票価値の平等の要求に反するに至っているといふことはできない旨の判断をした。

(7) 前回選挙当日（平成一一年八月三〇日）における選挙区間の選挙人数の最大較差は、選挙人数が最も少ない高知県第三区と選挙人数が最も多い千葉県第四区との間で一対一・三〇四であり、高知県第三区と比べて較差が二倍以上となつてゐる選挙区は四五選挙区であった。なお、各都道府県単位でみると、前回選挙当日における議

員一人当たりの選挙人数の最大較差は、議員一人当たりの選挙人数が最も少ない高知県と最も多い東京都との間で一対一・九七八であった。

イ 前回選挙について、前記(6)イと同様の理由により、東京第一区等における選挙は無効であると主張して提起された選挙無効訴訟において、最高裁判所平成二三年三月二三日大法廷判決・民集六一巻四号一六一七頁（以下「平成二三年判決」という。）は、次のように判断した。

（イ）代表民主制の下における選挙制度は、選挙された代表者を通じて、国民の利害や意見が公正かつ効果的に国政の運営に反映されることを目標とし、他方、国政における安定の要請を考慮しながら、それその国において、その国の事情に即して具体的に決定されるべきものであり、そこに論理的に要請される一定不变の形態が存在するわけではない。憲法は、上記の理由から、国会の両議院の議員の選挙について、およそ議員は全国民を代表するものでなければならぬという基本的な要請（四三条一項）の下で、議員の定数、選挙区、投票の方法その他選挙に関する事項は法律で定めるべきものとし（同条二項、四十七条）、両議院の議員の各選挙制度の仕組みについて国会に広範な裁量を認めている。したがって、国会が選挙制度の仕組みについて具体的に定めたところが、上記のような基本的な要請や法の下の平等などの憲法上の要請に反するため、上記のような裁量権を考慮してもなおその限界を超えてお

り、これを「あることができない場合に、初めてこれが憲法に違反することになるものと解すべきである。

（イ）本件選挙制度の下における小選挙区の区割りの基準については、区画審設置法二条が定めているが（以下「この基準を「本件区割基準」といふ）、この規定を「本

件区割基準規定」という。同条一項は、選挙区の改定案の作成につき、選挙区間の人口の最大較差が二倍未満になるように区割りをすることを基本とすべきものとしており、これは、投票価値の平等に配慮した合理的な基準を定めたものということがで

他方、同条二項においては、前記(3)のとおり、一人別枠方式が採用されており、この方式については、相対的に人口の少ない県に定数を多めに配分し、人口の少ない県に居住する国民の意思をも十分に国政に反映させることができるようにすることを目的とする旨の説明がされている。しかし、前記(5)のとおり、選出される議員は、必ず

ず、全国民を代表して国政に関与することが要請されているのであり、相対的に人口の少ない地域に対する配慮はそのような活動の中での全国的な視野から法律の制定等に当たって考慮されるべき事柄であつて、地域性に係る問題のために、殊更にある地域（都道府県）の選挙人と他の地域（都道府県）の選挙人との間に投票価値の不平等を生じさせるだけの合理性があるとはいひ難い。しかも、前回選挙時には、一人別枠方

式の下でされた各都道府県への定数配分の段階で、既に各都道府県間の投票価値には一倍の最大較差が生ずるなど、一人別枠方式が前記アに述べたような選挙区間の投票価値の較差を生じさせる主要な要因となることは明らかである。一人別枠方式の意義については、人口の少ない地方に

投票の結果が実施され、その後の検討がされたが選挙区の改定を行わないこととされ、おり、既に上記改定後の選挙区の下で二回の総選挙が実施されていたなどの事情があつたものである。これらの事情を鑑みており、既に上記改定後は選挙区間の投票価値の較差を生じさせることなく、安定期に達していったと評価すること

ができるのであって、もはや一人別枠方式の上記のような合理性は失われていたものといふべきである。加えて、本件選挙区割りの下で生じていた選挙区間の投票価値の較差は、前記アのとおり、前回選挙当日、最大で二・三〇四倍に達し、較差二倍以上

の選挙区の数も増加してきており、一人別枠方式がこのような選挙区間の投票価値の幅削減されることになるため、国政における安定性、連続性の確保を図る必要があると考へられたこと、何よりもこの点への配慮なくしては選挙制度の改革の実現自体が困難であったと認められる状況の下で採られた方策であるといふことにあるものと解される。

そうであるとすれば、一人別枠方式は、おのずからその合理性に時間的な限界があるものといふべきであり、新しい選挙制度が定着し、安定した運用がされるようにならなければならぬ。そして、本件選挙区割りについては、前回選挙時において上記の状態に

が失われたにもかかわらず、投票価値の平等と相容れない作用を及ぼすものとして、それが自体、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至つていたものといわなければならない。そして、本件選挙区割りについては、前回選挙時において上記の状態に

あつた一人別枠方式を含む本件区割基準に基づいて定められたものである以上、これもまた、前回選挙時において、憲法の投票

たものといるべきである。

しかしながら、平成一九年判決において、前々回選挙時点における一人別枠方式を含む本件区割基準及び本件選挙区割りについて、前記(6)イのように、いずれも憲法の投票価値の平等の要求に反するに至つて、前回選挙までの間に本件区割りの判断が示されていたことなどを考慮すると、前回選挙中の一人別枠方式の廃止及びこれを前提とする本件区割規定の是正がされなかつたことをもつて、憲法上要求される合理的期間内に是正がされなかつたものといふことはできない。

(イ) 以上のとおりであつて、前回選挙時において、本件区割基準規定の定める本件区割基準のうち一人別枠方式に係る部分は、憲法の投票価値の平等の要求に反するに至つております、本件区割基準に従つて改定された本件区割規定の定める本件選挙区割りも、憲法の投票価値の平等の要求に反するに至つたものではあるが、いずれも憲法上要求される合理的期間内における是正がされたとはいひえず、本件区割基準規定及び本件区割規定が憲法一四条一項等の憲法の規定に違反するものといふことはできない。

(ロ) ア 区画審は、平成一三年三月二八日、平成一三年判決を踏まえ、小選挙区選挙の選挙区間における議員一人当たりの人口較差をできるだけ速やかに是正し、違憲状態を早期に解消するために、一人別枠方式の廃止やこれを含む本件区割基準に基づいて定められた本件選挙区割りの改定を行わなければならぬことを確認した。(乙) 一の一・二、弁論の全趣旨

イ また、平成一三年判決を踏まえて、まもなく、民主党では、一人別枠方式を廢止し、小選挙区選挙の各都道府県の議員の定数について「一増一減する提案がなされたり、自由民主党でも、一人別

制度に関する戦後初めての抜本的改正を行うという経緯の下で、一定の限られた時間の中でその合理性が認められるものであり、その経緯を離れてこれを見るときは、「公知の事実〔以下の公知の事実とする民主党における議論状況は、いずれも民主党のホームページによるものであり、また、田博之議員へ以下「細田議員」という。〕」のホームページによるものである。」

(9)ア 第一七七回国会の平成一三年八月一〇日の衆議院決算行政監視委員会において、公明党の東順治衆議院議員（当時）が選挙制度の改正について質問したのに對し、菅直人内閣総理大臣（当時以下「菅総理」という。）は、「定数のは是正」という問題と…選挙制度といふものとの考え方とは、当然これは重なるべくわけであります。つまりは、今言われた一人別枠方式といふものを廃止するということだけでいくのが、制度も含めて見直すのがということもあるわけであります。そういう意味で、正に議会政治の根幹に関わる問題であるわけであります。そういう時期にこうして…であるだけ早い時期にこうしたことについて各党間での合意を得ることが重要だとは思つております。」などと答弁した。(乙)一一

イ 野田佳彦内閣総理大臣（当時以下「野田総理」といふ。）は、「①第一七八回国会の平成一三年九月一三日の衆議院本会議の所信表明演説において、「政治改革で最優先すべき課題は、憲法違反の状態となつてゐる一票の較差の是正です。」と述べ、公知の事実（民主党のホームページ）

梓方式を廃止し、上記定数について〇増五減する提案（以下、この内容を単に「〇増五減」といふ。）などとも云う。」がなされたりした。(乙)一一「公知の事実〔以下の公知の事実のホームページによるものであり、また、一ネットの国会の議論状況は、いずれもインターネットの国会の議論録検索システムによるものである。」)

(10)ア 国会には、民主党の樽床伸一衆議院議員（当時以下「樽床議員」といふ。）を座長（以下、座長としての樽床議員を「樽床座長」という。）とする衆議院選挙制度に関する各党協議会（以下「各党協議会」という。）が設置され、平成一三年一〇月一九日の第一回会合において、樽床座長は、「衆院議員の任期が残り二年を切る状況の中では違憲状態の解消と違法状態の回避は党派を超えた国会としての喫緊の課題だ。…民主党としては違憲状態の解消と違法状態の回避のためには最低限必要な事項について、この臨時国会（＝第一七九回国会）で結論を得て法改正が必要と思つている。…各党がテーブルについて協議を始めることが事態打開の第一歩と考えておるのでお願ひしたい。」などと述べた。(乙)一一。

イ 各党協議会の平成一三年一月一五日の第八回会合において、樽床座長は、までは、一票の較差は是正を行い、その後で、選挙制度の抜本的改革と定数削減を一体的に議論する旨の提案をした。(乙)一一「公知の事実（民主党のホームページ）

ウ 民主党は、平成一三年一二月一八日

の党政治改革推進本部役員会において
ニフュストに「衆議院は比例定数八〇削減
します。」と記載されてゐる」とを読み、「
「議員定数削減なべて増税なし」との主
張が提出されたことから、党として、その
ことについて、前回きに議論することを確
認した。(公知の事実)

して「票の数 大きい方と小さい方に分かれてしまう」の三つの同時決着を図りたいとして、一票の較差是正と衆議院比例定数八〇削減を提案し、各党は、同日までに議論の同時決着を図れるよう全力を擧げる考えで合意した。(N1-01)

キ 各党協議会の平成14年1月8日の

見の相違が大きく、二
る同月一五日が迫つた。
座長が、上記私案には
約し、来週中に与野
談を開いてもらひ、
とした。(N)の六)

度に係る各党協議会における議論の重要性を十分認識し、今後の閣議決定においては、より慎重な態度で臨んでまいります。」と述べた。(公知の事実)

二 第一八〇回国会の平成二四年二月二九日の両議院国家基本政策委員会会同におい

画者の勧告期限であることから、樽床する各党の意見を集め、幹事長・書記局長会で報告をする」と

度に係る各党協議会における議論の重要性を十分認識し、今後の閣議決定においては、より慎重な態度で臨んでまいります。」と述べた。(公知の事実)
二 第一八〇回国会の平成14年1月19日の両議院国家基本政策委員会会合におい

二 民主党的政治改革推進本部総会・総務部門会議の平成二四年一月一八日の合同会議において、樽床議員が、前記ウを踏まえ、マニフェストに掲げている衆議院の比例定数八〇削減に向けた「公職選挙法の一部を改正する法律案」と〇増五減案を採用した「衆議院小選挙区選出議員の選挙区閾における人口較差を緊急に是正するための衆議院議員選挙区画定等議会設置法の一部を改正する法律案」について提案したところ

第一回会合においては、総田議員が、差是正に關しては各党とも方向感が見えてゐるが、比例定数削減で難航しているとの認識の下、違憲状態解消を先行するため、昨年末に樽床座長が提案した較差是正の緊急対応の法案を出すべきと発言したが、樽床座長が三つ同時決着を田指しているのであるから、その決着を見ないうちには較差正先行はない、三つ同時決着でござりますので努力すべきという方向感が確認された。

「衆議院議員定数を八〇削減する法案等を
早期に国会に提出し、成立を図る。」と明
記した「社会保障・税一体改革大綱」を闡
議決定した。(公知の事実)

イ 平成二四年二月二一日の与野党幹事
長・書記局長会談において、衆議院の比例
定数八〇削減について、民主党以外の全て
の政党から強硬な反対意見が出されたこと
から、民主党は、各党協議会の再開に当た
り、各党協議会を、本日より一月間、「衆

が、「特に区割り委員会（＝区画審）は二月二十五日までに勧告を出さなければいけない状況だったのに、それ動きが取れない状況になって、こちらの方も違法状態が続いている。何とかしてこれ解決して、最高裁の指摘にこたえなきやならぬと思います。」優先順位を付けて解決していくかなきやならないんじやないか」と述べたのに対し、野田総理は、「優先順位をということどちらますが、まずはまやつぱり重要な状態を

民主党的政調役員会、役員会、常任幹事会を経て、民主党の意志として決定された。

ク
各競

協議会の平成二四年一月一五日
会合においては、樽床座長が同

議院議員定数を八〇削減する法案等を早期に国会に提出し、成立を図る」と明記して、「士官候補生第一本文革下闇」の語義失

脱するふうことが最優先ではないかと思
います。そのことについては、我が党（民
主党）の自説と直訛するふうことはあ

オ 野田総理は、第一八〇回国会の平成二四年一月二四日の衆議院本会議の施政方

拳に限つた緊急措置として、一票の較差を正「一人別枠方式を廃止し、各都道府県の

定をした」といつて、政府見解を示す以上を約束した。なお、樽床議員は、その際、支那記の「御三歳」の田舎を記しておられ

りません」などとい答弁した。(N114)
★ 各党協議会の平成14年3月1日の
第一回本会議においては、1票の投票権の喪

ための措置に加えて、衆議院議員の定数を削減する法案を今国会に提出すべく、民主

〔衆議院の比例定数を八〇削減する〕、選挙制度〔比例定数の削減に伴い民意が過度に偏る問題を解消する〕

下げるとか（割減幅を）減らすなどといふことはないなどと説明した。（公知の事実）

正を先行すべきとの提案が、自由民主党からあり、これに関連して、野田総理が同年二月二十七日立候補登記を提出すべしとの

国会で結論を得て実行できるよう、私もリーダーシップを發揮してまいります。」

講する】を列記し、本格的な選挙制度改革について、一年以内に結論を得るとした。

三日衆議院予算委員会において、野田総理は、前記イの約束を受けて、「社会保

認識を示した点（前記に参照）について議論があり、較差是正を先行する二段階論で

力 各党協議会の平成二四年一月二十五日の第九回会合において、鷹床座長は、前記イの提案を撤回し、同年二月二五日を日程

二の五、公知の事実
ケ 各党協議会の平成二四年一月一六日の第一三回会合においては、前記クの私

法案提出など立法院の在り方に深く躊躇込んだ表現があることで国会の御議論に御迷惑をお掛けしたことを遺憾に存じ、深くお

また一票の無効是正 定数削減 拠本改革
の三項目時決着でふるのかにつけ整理が
必要との認識で各党出席者の意見が一致

し、民主党が持ち帰りて、野田総理の発言とこれまでの各党協議会の議論を整理する」とことなりた。(NII)の七)

カ 各党協議会の平成一四年四月一五日第一六回会合において、樽床座長は、次回の衆議院議員選挙のための緊急措置として、「一人別枠方式を廢止し、○増五減する」と、これと併せて、比例代表選出議員の定数を七五削減し、ブロック比例代表制を全国比例代表制に改め、比例代表選出議員の定数一〇〇のうち三割を運用制(有権者が小選挙区と比例代表で計二票を投じ、小選挙区で獲得議席が少ない政党に優先的に比例代表の議席を割り振る制度のこと)とすることなどを内容とする「座長とりまとめ私案」を提案したが、一人別枠方式の廃止及び○増五減以外の提案について意見がまとまらず、採用されなかつたことから、樽床座長は、できるだけ速やかに与野党幹事長・書記局長会談を開いてもらい、報告すこととした。(NII)の一・一)

(2)ア 民主党的奥石東幹事長(当時。以下「奥石議員」という。)は、平成一四年五月二三日の与野党幹事長・書記局長会談において、各党協議会の議論を踏まえて、衆議院議員制度について、同年六月一一日に国会会期末までに結論を出すように求めた。なお、第一八〇回国会の同日の衆議院「政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会」(以下「政治倫理委員会」という。)においては、曾根泰教慶心義塾大学大学院教授等が参考人となり、衆議院議員の選挙制度についての意見陳述と質疑

が行われた。(NII)の「公知の事実)

イ 奥石議員は、平成一四年六月一四日、与野党幹事長・書記局長会談において、衆議院議員制度について、小選挙区の定数を○増五減する」と、比例定数を四〇削減すること、比例一・ブロックを全国比例に変更すること、比例定数一四〇のうち三五を小選挙区・比例代表運用制とするなどを盛り込んだ私案(以下「奥石私案」という。)を示した。(公知の事実)

ウ 平成一四年六月一八日の与野党幹事長・書記局長会談においては、小選挙区の定数を○増五減することについては、違憲状態の解消に必要なとの意見が大勢を占めたが、比例定数削減や運用制導入については意見が分かれ、奥石私案は、採用されなかつた。(公知の事実)

(3)ア 民主党(樽床議員外九名)は、平成一四年六月一八日、前記(2)ウの結果を受け、奥石私案に基づき、第一八〇回国会において、衆議院議員制度について、一人別枠方式を廢止する」と、小選挙区の定数を○増五減すること、比例定数を四〇削減すること、比例一・ブロックを全国比例に変更すること、比例定数一四〇のうち三五を小選挙区・比例代表運用制とするなどと質問した。(NII)の一・一)

イ イ 民主党(樽床議員外九名)は、平成一四年六月一八日、前記(2)ウの結果を受け、奥石私案に基づき、第一八〇回国会において、衆議院議員制度について、一人別枠方式を廢止する」と、小選挙区の定数を○増五減すること、比例定数を四〇削減すること、比例一・ブロックを全国比例に変更すること、比例定数一四〇のうち三五を小選挙区・比例代表運用制とするなどと質問した。(NII)の一・一)

平成一四年七月一七日、「衆議院小選挙区が行なわれた。(NII)の「公知の事実)

イ 奥石議員は、平成一四年六月一四日、与野党幹事長・書記局長会談において、衆議院議員制度について、小選挙区の定数を○増五減する」と、比例定数を四〇削減すること、比例一・ブロックを全国比例に変更すること、比例定数一四〇のうち三五を小選挙区・比例代表運用制とするなどを盛り込んだ私案(以下「緊急是正法案」という。)を衆議院に提出した。(NII)の一・一)

二) (公知の事実)

ウ 第一八〇回国会の平成一四年八月一四日、前記(2)ウの結果を受け、自由民主西健治参議院議員が、「一票の較差について今国会でできるのは区割審設置法(=区画審設置法)の改正までです。実際に違憲状態が解消されるまでは、区割審(=区画審)を動かして勧告を受けて、更に公職選挙法を改正する。そうするのであれば少なくとも四ヵ月程度は掛かる。下手をすると半年以上掛かる。私が聞いているのは、まさかそこまで待つことはないとひうことであるしじですね。」「一体的な改革といふことを先ほど總理おっしゃられましたけれども、自民党が○増五減法案(=緊急是正法案)を提出している中、野党の多くが、違憲状態解消のために、各党の主張は横に置いて合意をするともう意見表明をしていきます。しかしながら、民主党が：独自の法案(=民主党法案)に固執しているのが今の姿なのではないでしょうか。」などと質問したのに對し、野田総理は、「固執しているとは思ひません。一票の較差を正しなければならないは、それぞれの問題

いります。定数削減もしなければならないと

二) (公知の事実)

ウ 第一八〇回国会の平成一四年八月一四日、前記(2)ウの結果を受け、自由民主西健治参議院議員が、「一票の較差について今国会でできるのは区割審設置法(=区画審設置法)の改正までです。実際に違憲状態が解消されるまでは、区割審(=区画審)を動かして勧告を受けて、更に公職選挙法を改正する。そうするのであれば少なくとも四ヵ月程度は掛かる。下手をすると半年以上掛かる。私が聞いているのは、まさかそこまで待つことはないとひうことであるしじですね。」「一体的な改革といふことを先ほど總理おっしゃられましたけれども、自民党が○増五減法案(=緊急是正法案)を提出している中、野党の多くが、違憲状態解消のために、各党の主張は横に置いて合意をするともう意見表明をしていきます。しかしながら、民主党が：独自の法案(=民主党法案)に固執しているのが今の姿なのではないでしょうか。」などと質問したのに對し、野田総理は、「固執しているとは思ひません。一票の較差を正しなければならないは、それぞれの問題

いります。定数削減もしなければならないと

カ 第一八〇回国会の平成一四年八月一四日、衆議院政治倫理委員会に付託された。(NII)の一・一)

イ 自由民主党(細田議員外一名)は、

八日の衆議院本会議において、民主党法案は、賛成多数で、原案のとおり可決され、同日、参議院に送付されたが、その後、参議院の委員会には付託されることのないまま、審議未了により廃案となつた。(乙四の一、公知の事実)

(14) 緊急是正法案は、第一一八〇回国会の開会に当たり、ふわかる継続審理案件とされていたところ、第一一八一回国会において、野田総理と自由民主党の安倍晋三総裁

間を要する。」、「緊急是正法」一条の規定によつては、同条の規定による改正後の公職選挙法二三条一項に規定する法律の施行の日から施行することとされ（附則一条ただよし書）、また、区画審議会が平成二二年実施の国勢調査の結果に基づいて小選挙区選挙の選挙区の改定案を作成するに当たつては、高知県、徳島県、福井県、佐賀県及び山口県の五県の区域内の選挙区の数を一律減少してそれぞれ二とすることとされ（附則二条第一項、付則別表）、さらに、改定案を

新一区の人口を一回で選舉する場合を主軸に、
及び熊本県の状況並びに鳥取新一区の人口
の一倍以上となる選挙区を含む千葉県、東
京都及び神奈川県の状況についてのレビュー
を行い、同月一二日には、全ての関係都
道府県知事からの意見の報告を行い、同日
及び同月一八日には、緊急是正法に基づく
「区割りの改定案の作成方針」の審議を行
った。(乙)一七の一、四、一八の一、七、
一九の一、五、二〇の一、八、公知の事実
〔同月五日以降の区画審の議論状況は、い

されも総務省のホームページによるものである。」
三 争点及び争点に関する当事者の主張
(1) 本件選挙までの間に、本件区割基準中の一人別枠方式は廃止されたけれども、これを前提とする本件区割規定のは正がされなかつたことをもつて、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態について、憲法上要求される合理的期間内に是正がされなかつたといえるか（争点一）

①平成11(3)年判決は、国会に対し、やめるだけ速やかに本件区割基準中の一人別枠方式を廃止し、区画整設置法三条一項の趣旨に沿つて本件区割規定を改正する立法的

開の選城の口の規定の改正等の立法的措置を「本件区割規則(以下、「」)の立法的措置」という。)を講ずるよう一義的に明確な要求をしているのであるから、まざもつて本件区割規定の改正等の立法的措置を講ずることのないまま、定数削減・選挙制度改革等の立法的措置(以下、この立法的措置を「定数削減

等の立法的措置」という。を講じようとすることは、もはや国会の裁量の範囲内とはいえない」と解されると、(2)区画審設置法四条一項は、区画審設置法一条の規定によると、区画審の衆議院小選挙区の改定案の勧告について、国勢調査の結果による人口が最初に官報で公示された日から一年以内に行うものとすると規定しているところ、平成二年国勢調査による「人口速報集計結果」は、平成二年二月十五日に公示され、いたのであるから、国会は、平成二四年一月十五日までに区画審をして上記勧告をさせたが、速やかに一人別枠方式を廃止する必要があったといえること、(3)国会は、上記勧告後六か月もあれば、本件区割規定を是正することができたといえることなどに照らすと、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態を生じさせていた本件区割基準中の一人別枠方式を廃止し、これを前提とする本件区割規定を是正するための憲法上要求される合理的期間は、同年八月十五日をもって経過するといえる。

しかるに、本件選挙までの間に、本件区割基準中の一人別枠方式は廃止されただけども、これを前提とする本件区割規定の是正はされなかつたのであるから、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態については、憲法上要求される合理的期間内には是正がされなかつたといえる。

(被告)

①本件区割基準中の一人別枠方式を廃止し、これを前提とする本件区割規定を是正するための憲法上要求される合理的期間の

起算日は、平成二三年判決の言渡しの日である平成二三年三月十五日と解されるこども、これを前提とする本件区割規定の是正がされなかつたことをもつて、憲法の投選制度の仕組みを全体としてどのように構築するかについて、国会の高度の政策的判断に委ねられる事柄であるから、平成二三年判決後も、本件区割規定の改正等の立法的措置と併せて定数削減等の立法的措置を講じようとする」とは、国会の裁量の範囲内と解されるところ、本件区割規定の改正等の立法的措置と併せて定数削減等の立法的措置を講ずることは、現行の選挙制度の全体制、抜本的な作り替えに匹敵する検討と作業をする複雑かつ困難な問題であるから、事柄の性質上、その審議等にかなりの期間を要することが明らかであるが、そのため必要な合理的期間といふものを定量的に明らかにすることは困難であり、また、相当でもないこと、(3)国会は、平成二三年判決後、投票価値の較差は正に関する議論を行い、緊急是正法の成立に至つていること、(4)本件選挙当日の選挙区における議員一人当たりの選挙人数の最大較差は、一対二・四五五であり、前回選挙時の一对一・二〇四から僅かに増大しているにすぎないことなどに照らすと、本件選挙までの間に、本件区割基準中の一人別枠方式は廃止されただけども、これを前提とする本件区割規定の是正が実現するためには、公職選挙法自体の改正に待たなければならぬことに変わりはないこと、(2)一部の選挙区の選挙のみが無効とされるなどといった場合でも、もともと同じ憲法違反の瑕疵を有する選挙について、そのあるものは無効とされ、他のものはそのまま有効として残り、しかも、公

（原告）ア 裁判所は、選挙を無効とする判決（以下「無効判決」という。）をすべきである。

イ 仮に、裁判所が、無効判決をすることができないのであれば、行政事件訴訟法二五条の基礎に含まれている一般的な法の基本原則に従い、無効判決について、確定後相当期間その効力を停止することを認められる判決（以下、このように無効判決の効力を将来発生させる判決を「将来効判決」という。）をすべきである。

ウ 仮に、裁判所が、将来効判決をすることができないのであれば、いわゆる事情判決をすべきである。

(被告)

ア ①無効判決によつて得られる結果は、当該選挙区の選出議員がいなくなるといふだけであつて、眞に憲法に適合する選挙が実現するためには、公職選挙法自体の判所があらかじめこれを見越して、将来効判決を行う前提を欠いては、将来効判決を行つたことには、司法権に委ねられた範囲を超えるのではないかとの疑問があることなどに照らすと、裁判所は、将来効判決をすべきではない。

第三 当裁判所の判断

一 爭点一（本件選挙までの間に、本件区割基準中の一人別枠方式は廃止されただけども、これを前提とする本件区割規定の是正がされなかつたことをもつて、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態について、

て、憲法上要求される合理的期間内に是正がされたかったといえるか）について

(1) ます 本件選挙までの間は 本件
割基準中の一人別枠方式は廃止されたけれども、これを前提とする本件区割規定の是正がされなかつたことをもつて、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態について、憲法上要求される合理的期間内に是正がされなかつたといえるかを判断するに当たつては、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態を生じさせていた本件区割基準中の一人別枠方式を廃止し、これを前提とする本件区割規定を是正するための憲法上要求される合理的期間の起算日をいつとするのかが問題になるところ、平成一九年判決においては、前々回選挙の時点における一人別枠方式を含む本件区割基準及び本件選挙区割りについて、憲法の投票価値の平等の要求に反するに至つていない旨の判断が示されていたものであつて、平成二三年判決において、初めて、前回選挙の時点における本件区割基準中の一人別枠方式及びこれを前提とする本件選挙区割りについて、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至つていた旨の判断が示されたことと、上記起算日については、平成二三年判決の言渡しの日である平成二三年三月二三日とするのが相当である。

廃止された。¹⁶⁾ ども、これを前提とする本件区割規定の是正がされなかつたことをもつて、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態について、憲法上要求される合理的な期間内に是正がされなかつたといえるかにつき検討するに、上記合理的期間の経過の有無については、事柄の性質上、一義的に決定し得るものではなく、一人別枠方式の廃止及び本件区割規定の是正のために必要とされる立法等の内容及び過程に係る諸事情を総合的に勘案して、個別具体的に判断するほかはないものと解される。

この点、確かに、両議院の議員の各選挙制度の仕組みについては、国会に広範な裁量が認められているところ（前提事実¹⁷⁾）イフ）、これを具体的には是正することは、一般的に、複雑かつ困難な問題というべきでは、否定することができないといふべきであります。検討が必要になるというべきであるから、事柄の性質上、相応の期間を要することあるし、また、平成二三年三月一一日以降、国会が正に国難というべき東日本大震災の対応に追われていたのは、公知の事実であるから、本件の場合においては、通常の場合と比較して、ある程度長い期間を要することになつてゐたとしても、やむを得ないといふべきである。

しかし、平成二三年判決が説示しているとおり、衆議院は、その機能、議員の任期及び解散制度の存在等に鑑み、常に的確に国民の意思を反映するものであることが求められており、選挙における投票価値の平

等についてもより厳格。要請があるものといわなければならぬところ（前提事実(7)イ(5)）、平成二三年判決は、国会が広範な裁量権を有していることに十分考慮しつつも、本件区割基準中の一人別枠方式及びこれを前提とする本件選挙区割りについては、前回選挙時において、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていると断じた上で、事柄の性質上必要とされる是正のための合理的期間内に、できるだけ速やかに本件区割基準中の一人別枠方式を廢止し、区画審設置法三条一項の趣旨に沿つて本件区割規定を改正するなどの投票価値の平等の要請にかなう立法的措置を講ずる必要があると具体的かつ明示的に説示しているのであるから（前提事実(7)イ(4)～(6)）。この点で、参議院議員選挙の選挙無効訴訟において、最高裁判所が、参議院の在り方をも踏まえた高度に政治的な判断が求められる、事柄の性質上課題も多いためその検討に相応の時間を要することは認めざるを得ないなどとした上で、単に一部の選挙区の定数を増減するにとどまらず、都道府県を単位として各選挙区の定数を設定する現行の選挙制度の仕組み自体の見直しを内容とする立法的措置を講ずる必要があると幅広い方式をしかるべき形で改めるなど、現行の選挙制度の仕組み自体の見直しを内容を持つた説示をしていること〔最高裁判所平成二四年一〇月一七日大法廷判決・裁判所時報一五六六号一頁〕とは、大きく異なるつてはいるのである。憲法が、国民主権を宣明した上で、三権分立制度を採用し、最高裁判所に違憲審査権を付与していること

に照らすと、国会の広範な裁量権は、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態を是正し、民主的政治過程のゆがみを是正するという極めて高度の必要性から、制約を受けるところとなつたものというべきであり、国会においては、本件区割規定の改正等の立法的措置を講ずるという喫緊の課題に限つて、まずもつて優先的に実行する憲法上の義務を国民に対してもうことになつたと解するのが相当である（この点で、本件区割規定の改正等の立法的措置と併せて定数削減等の立法的措置を講じようとすることが、国会の裁量の範囲内であることを前提とする被告の主張〔争点一〕の被告の主張②）は、採用することができない（）。そして、本件区割規定の改正等の立法的措置を講ずるという喫緊の課題に限つて、まずもつて優先的に実行するとすれば、国會における一人別枠方式の廃止の審議と議決、区画審における審議と本件区割規定の是正の勧告、國會における本件区割規定の審議と議決を経ることが必要になると解されるところ、既に、平成二三年判決が言い渡され、國會が上記の憲法上の義務を國民に対して負つていることが明らかにされていふ以上、國會の審議又は議決において、なお紛糾が生ずるなどということは、憲法が三権分立制度を採用し、最高裁判所に違憲審査権を付与していることに照らし、憲法上予定されていない事態というべきであるし、また、緊急是正法の施行を受けて、審議を再開した区画審に関しては、六か月以内においてできるだけ速やかに勧告を行

うものとされてはいるのであるから（緊急是正法附則二条三項）。なお、第一一八〇回国会の平成二四年八月二三日（衆議院政治倫理委員会において、田口尚文政府委員（総務省自治行政局選挙部長）は、区画審の作業期間について質問されたところ、区画審においては、六か月以内には作業を完了し得る旨の答弁をしている。〔公知の事実〕）、通常の場合であれば、平成二三年判决の言渡しの日である平成二三年三月二三日から一年が経過する平成二四年三月二三日までに、また、国会が正に国難というべき東日本大震災の対応に追われていたことを最大限考慮したとしても、平成二三年判决の言渡しの日である平成二三年三月二三日から一年半が経過する平成二四年九月二三日までに、本件区割基準中の一人別枠方式及びこれを前提とする本件区割規定の是正がされなかつたのであれば、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態については、憲法上要求される合理的な期間内に是正されていなかつたものといわざるを得ない（本件区割基準中の一人別枠方式の廃止及びこれを前提とする本件区割規定の是正等に関する問題として、できるだけ早い時期の成案を目指すと表明し〔前提事実⑨ア〕、第一七八年回国会〔会期同年九月二三日から同月三〇日まで〕においては、野田総理が、政治改革で最優先すべき課題であり、喫緊の課題であると表明し〔前提事実⑨イ〕、第一七

回国会〔会期平成二四年一月一四日から同年八月八日まで〕においても、区画審が、勧告期限である同年二月二五日までに、勧告を提出することができるよう、立法的措置を講ずることが目指されていたもので〔前提事実⑩オ～ケ〕、後藤議員は、同年八月二四日の時点で、「もう合理的な期間は十分過ぎた」と述べているのである〔前提事実⑪エ〕。なお、緊急是正法は、実質的に、僅か三日間の審議で成立しているのであるが〔前提事実⑪ア〕、平成二三年判决から本件選挙までの国会の会期の総日数は、四七九日に及んでおり〔法律時報八五巻二号三頁〕、この間には、極めて多くの政治的課題を抱えていた消費税増税を中心とするいわゆる社会保障・税一体改革関連法も成立しているのである。おつて、当裁判所は、平成二五年二月六日の期日外訟明三項をもつて、被告に対し、上記合理的な期間をどのように考へるかをただしたけれども、被告は、本件区割規定の改正等の立法的措置のみを講ずることと個別に取り上げて、上記合理的な期間を論ずるのは相当ではないと述べたところである。

しかるに、平成二三年判决の言渡しの日である平成二三年三月二三日から本件選挙の日である平成二四年一月一六日までの間に、本件区割基準中の一人別枠方式は廢止されたけれども、これを前提とする本件区割規定は是正されなかつたものといわざるを得ない。そうすると、本件区割規定は、本件選挙に於いて、憲法一百条一項等の憲法の規定に違反するものと断じざるを得ない（前提事実⑦イウ参考）。

区割規定は是正されなかつたのであるから、憲法上要求される合理的な期間内に、本件区割基準中の一人別枠方式及びこれを前提とする本件区割規定の是正はされなかつたけれども、これを前提とする本件区割規定の是正がされなかつたことをもつて、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態について、憲法上要求される合理的な期間内に是正がされなかつたといふことはできないなどと反論している。

しかし、①上記①の反論が前提を誤るものであり、採用することができないことは、前記ア第三段落に認示したところである」と、②確かに、国会は、平成二三年判决後、各党協議会を設置し〔前提事実⑩ア〕、投票価値の較差是正等に関する議論を行い〔前提事実⑧イ・(9)ア・イ・(10)ア・(11)イ・カ・(12)ア・ウ・(13)ア・カ〕、緊急是正法の成立に至つてはいるけれども〔前提事実⑪ア〕、本件区割規定の改正等の立法的措置を講ずるといふ喫緊の課題に緊急是正法の成立に至つてはいるけれども〔前提事実⑪ア〕、本件区割規定の改正等の立法的措置を講ずるといふ喫緊の課題に限定すれば、国会内に特に反対する意見は存在していなかつたのに〔前提事実⑩キ、(11)エ・カ・(12)ウ・(13)ウ〕、それと併せて各政黨間で意見の対立が激しかった定数削減等の立法的措置を講ずることまでを議論してしまつたがために〔前提事実⑨ア・(10)ウ・(11)エ・カ・(12)ア・ウ〕、国会での議論が進まなくなるなどして〔前提事実⑪エ〕、本件選挙までの間に、本件区割基準の被告の主張③、③本件選挙当日の選挙区間における議員一人当たりの選挙人数の最大較差は、一対一・四一二五であり、前回選挙時の一対一・三〇四から僅かに増大し

明らかであるところ、そのような紛糾が生ずるなどいふことは、前記ア第四段落に記載したとおり、憲法上予定されていない事態というべきであること、③選挙区間ににおける議員一人当たりの選挙人数の最大較差が、前回選挙当日において一対二・三〇四であったのに、本件選挙当日においては一対二・四二五に拡大していることは、投票価値の平等が憲法上の要求であることを照らすと、むしろ重大な事態というべきであるし、また、選挙人数の較差が二倍以上になつてゐる選挙区も、前回選挙当日において四五選挙区であったのに、本件選挙当日在においては七二選挙区に激増してゐるのであって（前提事実56）、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態は、悪化の一途をたどつてゐると評価せざるを得ないことに照らすと、上記の被告の反論は、いずれも採用することができない。

〔一〕争点1（仮に、本件選挙までの間に、本件区割基準中の一人別枠方式は廃止されたけれども、これを前提とする本件区割規定のは正がされなかつたことをもつて、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態について、憲法上要求される合理的期間内に是正がされなかつたといえる場合、裁判所は、いかなる判決をすべきか）について

(1) 前記(2)アのとおり、本件区割規定は、本件選挙当時において、憲法一四条一項等の憲法の規定に反するものであるが、本件区割規定に基づいて施行された本件選挙の効力については、更に考慮が必要とな

る。なぜ、本件区割規定が、憲法一四一条等の憲法の規定に反する場合であつても、それによつて選挙人の基本的権利である選挙権が制約されているという不利益など当該選挙の効力を否定しないことによる弊害、本件選挙を無効とする判決の結果、本件区割規定の改正が当該選挙区から選出された議員が存在しない状態で行われざるを得ないなど一時的にせよ憲法の予定しない事態が現出することによつてもたらされる不都合、その他諸般の事情を総合勘案し、いわゆる事情判決の制度（行政事件訴訟法三一条一項）の基礎に存するものと解すべき一般的な法の基本原則を適用し、選挙を無効とする結果余儀なくされる不都合を回避して、事情判決をすることもあり得るとするものが判例（昭和五一年判決、昭和六〇年判決）だからである。

(なお、当裁判所は 平成二五年一月六日
の期日外釈明六項をもつて、被告に対し
上記事情に関する事実関係とその評価をた
だしたけれども、被告は、昭和五一年判決
及び昭和六〇年判決を引用するにどま
り、具体的な事実関係等の主張をしていな
い。)を総合勘案しても、上記の一般的な
法の基本原則を適用し、事情判決をするの
は相当ではない。

そうすると、本件選挙については、憲法
の規定に反する本件区割規定に基づいて施
行されたものであるといふ、事情判決をす
るものも相当ではないのであるから、無効と
断ぜざるを得ない。

以上と異なる被告の主張（争点1）の被告
の主張ア）は、上記のとおり憲法上許され
るべきではない事態に至つていることを正
視せず、抽象的に上記不都合等を主張する
ものにすぎず、採用することができない。
(2)ア) もつとも、本件選挙を直ちに無
効とする、本件区割規定の是正が当該選
挙区から選出された議員が存在しない状態
で行われざるを得ないなど、一時的にせよ
憲法の予定しない事態が現出することにな
るから、本件選挙を直ちに無効とすること
は必ずしも相当ではない。

そこで検討するに、憲法の投票価値の平
等の要求に反していることを理由とする選
挙無効訴訟（以下「定数訴訟」という。）
は、公職選挙法110四条所定の選挙無効訴
訟の形式を借りて提起することを認めること
ととされてゐるにすぎないものであつて
(昭和五一年判決)これと全く性質を同

じへするものではなく、その判決についてもこれと別個に解すべき面があるのであり、定数訴訟の判決の内容は、憲法によつて司法権に委ねられた範囲内において、定数訴訟を認めた目的と必要に即して、裁判所がこれを定めることができると考えられるのであるから、本件選挙について、無効と断ぜざるを得ない場合には、裁判所は、本件選挙を無効とするが、その効果は一定期間経過後に始めて発生するという内容の将来効判決をすべきであると解される（昭和六〇年判決の裁判官寺田治郎、同木下忠良、同伊藤正口、同矢口洪一の補足意見参照）。

なお、当裁判所が、平成二五年二月六日の期日外証明七項をもつて、被告に対し、将来効判決であつても回避し得ない不都合が存在するかをただしたのに対し、被告は、将来効判決本文に示された期間内に本件区分割規定の改正が行われなかつた場合、選挙無効の効果が生ずることに変わりはない、その場合は無効判決がされたのと同様の支障が生ずるなどと主張しているけれども、この期に及んで、なお紛糾が生じて本件区分割規定の改正が遅れるなどといふことは、憲法上予定されていない事態というべきであるから（前記一（2）ア第四段落参照）、上記場合が生ずることを前提とする上記の被告の主張は、採用することができない。

おつて、念のため付言するに、昭和五一年判決及び昭和六〇年判決は、前記（1）第一段落のとおり、諸般の事情を総合考察し、一般的な法の基本原則を適用し、選挙を無

効とする結果余儀なくされる不都合を回避して、事情判決をすることもあり得るとしているにすぎないのであつて、昭和六〇年判決の法廷意見が、定数訴訟において、将来効判決をすることができるることを前提としている。であることは、上記補足意見が、裁判長裁判官寺田治郎の組するものとして、敢えて付されでいることなどから、十分に推測し得るところである。

(イ) 以上に対し、被告は、①将来効判決は、その法的根拠が必ずしも明らかでないこと、②将来効判決は、事情判決的処理の繰り返しを回避するために提案された画期的な手法であるが、平成一三年判決は、事情判決的処理を行つたものではないから、本件においては、将来効判決を行う前提を欠いているといえること、③裁判所が国会の権限に属する立法的措置を講ずるのにどの程度の期間を要するかを具体的に判断することは困難であつて、裁判所があらかじめこれを越えて、将来効判決を行うことは、司法権に委ねられた範囲を超えるのではないかとの疑問があることなどを照らすと、裁判所は、将来効判決をすべきではないなどと反論している。

しかし、①将来効判決は、前記(イ)の通り、憲法の投票価値の平等の要求に反して、憲法の投票価値の平等の是正を、憲法の予定しない事態を現出させることなく行うための司法権の行使にほかならないのであるから、憲法八一条にその根拠を見いだすことができるといえること、②被告の反論②は、最高裁判

九六頁に基づく指摘であるが、前記(イ)の補足意見が、選舉の効力を否定せざるを得ない場合一般を想定したものであり、事情判決的処理の繰り返しを回避する必要があるべきであるし、また、平成一三年判決は、上記前記(イ)ア第三段落のとおり、本件区割基準中の一人別枠方式及びこれを前提とする本件選挙区割りについて、前回選挙時において、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至つてると断じた上で、事柄の性質上必要とされる是正のための合理的期間内に、できるだけ速やかに本件区割基準中の一人別枠方式を廃止し、区画審設置法三条一項の趣旨に沿つて本件区割規定を改正するなどの投票価値の平等の要請にかなう立法的措置を講ずる必要があると具体的かつ明示的に説示しているのであって、事情判決そのものではないけれども、事情判決的処理というに十分に値する内容といふべきであるから、被告の反論②は、到底的を射たものであるとはいえないこと、③前記(イ)ア第三段落のとおり、国会の広範な裁量権は、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態を是正し、民主的過程のゆがみを是正するという極めて高度の必要性から、制約を受けるところとなつたものというべきであり、国会においては、本件区割規定の改正等の立法的措置を講ずるといふ喫緊の課題に限つて、まずもつて優先的に実行する憲法上の義務を国民に対して負われるのかは明らかではなく、上記改正について、現時点で、立法的措置を完遂して

九六頁に記載される課題について、いかないのに、当然に投票価値の平等の要請にかなうものではないなどと即断することはできず、上記改正によつて、投票価値の場合は、依然として、投票価値の平等の要請にかなうものとなることを、なつて放置する」とは政治的混乱を招くものであり適切でないことなど、諸般の事情を総合すると、本件選挙の無効の効果については、同年一月二六日の経過後に始めておきである。検討及び審議を経ること自体は、必要であるし、まだ、避けむこともできないのであるから、上記期間を厳密な正確性をもつて判断するのは、容易なことではなく、ある程度の余裕を見て長めに判断するのが相当である。(照らすと、上記の被告の反論は、いずれも採用することができない。

イ) これを本件について見るに、①区画審は、緊急是正法において、「一人別枠方式が廃止されたことを受けて、平成二四年」が廃止されることを開始して、平成二五年五月一六日以降、緊急是正法に基づく区割りの改定作業を開始しており、平成二五年五月一六日までに改定案を勧告する予定となりつていること(前提事実(イ)(1))、②当該勧告を受けて、国会においては、本件区割規定を改正する立法的措置を講ずる必要が生じてゐること(前提事実(イ)(2))、③当該勧告を受けて、国会においては、本件区割規定を改定する立法的措置を講ずる必要があるけれども、その作業自体に長期間を要するところでは考え難いこと(前提事実(イ)(3))、④緊急是正法では、平成二三年五月一六日以降、緊急是正法に基く区割りの改定作業を開始しており、平成二五年五月一六日までの経過をもつて発生するものが発生するところである。

三 結論

以上によれば、原告らの請求は、いずれも理由があるが、その効果は、平成二五年一月一六日の経過をもつて発生するものとするのが相当である。

広島高等裁判所第三部

裁判長裁判官	篠津順子
裁判官	井上秀雄
裁判官	絹川泰毅

ふ、上記のように限定された課題について、あるならば、裁判所であつても、立法的措置を講ずるにどの程度の期間を要するかを具体的に判断することは可能というべきである。④本件選挙の無効を一年以上の長期にわたつて放置する」とは政治的混乱を招くものであり適切でないことなど、諸般の事情を総合すると、本件選挙の無効の効果については、同年一月二六日の経過後に始めておきである。検討及び審議を経ること自体は、必要であるし、まだ、避けむこともできないのであるから、上記期間を厳密な正確性をもつて判断するのは、容易なことではなく、ある程度の余裕を見て長めに判断するのが相当である。(照らすと、上記の被告の反論は、いずれも採用することができない。

イ) これを本件について見るに、①区画審は、緊急是正法において、「一人別枠方式が廃止されたことを受けて、平成二四年」が廃止されることを開始して、平成二五年五月一六日以降、緊急是正法に基づく区割りの改定作業を開始しており、平成二五年五月一六日までに改定案を勧告する予定となりつていること(前提事実(イ)(1))、②当該勧告を受けて、国会においては、本件区割規定を改定する立法的措置を講ずる必要が生じてゐること(前提事実(イ)(2))、③当該勧告を受けて、国会においては、本件区割規定を改定する立法的措置を講ずる必要があるけれども、その作業自体に長期間を要するところでは考え難いこと(前提事実(イ)(3))、④緊急是正法では、平成二三年五月一六日以降、緊急是正法に基く区割りの改定作業を開始しており、平成二五年五月一六日までの経過をもつて発生するところである。

三 結論

以上によれば、原告らの請求は、いずれも理由があるが、その効果は、平成二五年一月一六日の経過をもつて発生するものとするのが相当である。

広島高等裁判所第三部

裁判長裁判官	篠津順子
裁判官	井上秀雄
裁判官	絹川泰毅

ふ、上記のように限定された課題について、あるならば、裁判所であつても、立法的措置を講ずるにどの程度の期間を要するかを具体的に判断することは可能というべきである。④本件選挙の無効を一年以上の長期にわたつて放置する」とは政治的混乱を招くものであり適切でないことなど、諸般の事情を総合すると、本件選挙の無効の効果については、同年一月二六日の経過後に始めておきである。検討及び審議を経ること自体は、必要であるし、まだ、避けむこともできないのであるから、上記期間を厳密な正確性をもつて判断するのは、容易なことではなく、ある程度の余裕を見て長めに判断するのが相当である。(照らすと、上記の被告の反論は、いずれも採用することができない。

